

6月定例月議会における議案に対する意見募集

No.2 不妊治療費 保健福祉総合システム運営費

不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ろうとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

令和7年度から三重県が市町へ補助する形で、新たに着床前胚染色体異数性検査（PGT-A※）を含む特定不妊治療費助成を開始したことから、本市においてもこの助成を実施する。なお、令和7年4月1日以降に終了した治療を対象とする。

（※）PGT-A…胚の染色体数に異常があると、移植が不成功に終わったり、妊娠しても流産となる可能性が高いことから、体外受精によって得られた胚の染色体数を移植前に調べる検査。PGT-Aを含む特定不妊治療は、保険が適用されない。

（1）対象者

次のいずれにも該当する夫婦

ア 治療開始時の妻の年齢が35歳以上43歳未満

イ 2回以上の体外受精胚移植の不成功の既往を有する不妊症の夫婦、又は2回以上の流産の既往を有する不育症の夫婦

（2）助成額（上限額）

治療1回につき30万円

※ただし、状態のよい卵が得られないため中止したなどの場合は17万5千円

（3）助成回数

1子につき6回まで

※ただし、保険適用の特定不妊治療、保険適用終了後の回数追加助成、PGT-Aを含む特定不妊治療助成の回数を合わせて8回目までの治療に該当すること

【助成件数及び助成金額見込】

助成件数	10件
助成金額	3,000千円

【所要額見込】

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
不妊治療費（補助金）	46,624千円	3,000千円	49,624千円
システム改修費	0千円	849千円	849千円

【スケジュール】

7月下旬～10月末 システム改修

11月から 申請受付開始

2. 補正予算額

3,849千円	（財源内訳） 県支出金(1/2)	1,500千円
	一般財源	2,349千円